

観光旅行と子ども売春

(本論は「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」【1996年8月27~31日於ストックホルム】
に提出された報告書の仮訳である)

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

観光旅行と子ども売春

「子どもの性の商品化と搾取（CSEC）に反対する世界会議」は、子ども買春、児童ポルノ、さらに性的な目的のための子どもの売買・取引などの諸問題に対し国際的な注意を喚起し、これら憎むべき子どもの権利の侵害を終わらせるため国内的国際的に断固とした行動を開始することを目指すものである。

子どもの性の商品化と搾取は、さまざまに異なった形をとり多種多様な状況の中で起こる。その根底にある原因は数多く、複雑で、互いに密接に関係し合っており、そうしたものとして分析し、理解し、立ち向かう必要がある。より深い理解を可能にするため、準備委員会（スウェーデン政府、UNICEF、ECPAT、及び「子どもの権利条約」に関わるNGOグループ）は、九つの主要な論題に関するテーマ報告書を委託した。これらは、会議のパネル・セッションやワークショップで議論されることになろう。報告書は相互に補完しあい全体として広範な全体像を提供しようとするもので、この問題の全ての側面に触れている。取り扱われるテーマは、以下の通りである：国際的法制と現時点での国内的立法司法上の対応；性の商品化と搾取による子どもの犠牲者の発生防止と社会心理学的リハビリテーション；健康；教育；性的加害者；観光と、買春の中の子ども達；児童ポルノ；国際的見地から；メディアの役割；人間の価値。

本報告書は、子どもの性の商品化と搾取に反対する世界会議に協力してマーティン・スティーブラーによりECPAT「観光と売春の中の子ども」についての作業班のために書かれたものである。ここに述べられた見解は必ずしも準備委員会の支持を意味するものではない。

1996年5月

はじめに

国際的な観光振興団体は一致して、子どもの性の商品化と搾取のために観光旅行が利用されることを非難してきた。世界観光機関（WTO）はこれを「子どもの権利条約の侵害」と呼び、「旅行者の送り出し国及び受け入れ国の厳しい法的行動が必要とされる」としている（1995年10月22日）。子ども売春（買春）を非難した最初の観光事業団体の一つである万国旅行代理店協会連合は、「子どもと旅行代理店憲章」を作成し、現在、各国会員の署名を集めている。この憲章は回覧中だが、そのなかで「買春観光の犠牲となった子ども達が尊厳と肉体的・精神的健康を取り戻せるよう、そうした子ども達の福祉に携わっているさまざまな組織、運動、慈善団体にたいしあらゆる援助を惜しまない」ことを誓約している。

スウェーデンでの世界会議が、売春させられる子ども達の状況とこれに関連する買春観光の問題について観光事業団体の間に広がりつつある懸念を認めることは、適切と言える。現在、セックス市場に参入させられる子どもの数は毎年ゆうに百万人を越えると思積られる。この問題は今や業界自身の内部で広く論議されており、観光業界がこの現代版奴隷制度の終焉のためいかに国際社会を支援できるかについて、新たな合意がこの会議から生まれることが望まれる。

本報告書はこの問題への観光産業界の関わりについてその背景を説明し、すでに実行されている行動のいくつかを述べている。報告書の準備と草案作成のため、多くの人々の協力を得た。とりわけ、世界観光機関（WTO）、万国旅行代理店協会連合（UFTAA）、国際航空運送協会（IATA）、さらに食品・農業・ホテル・レストラン・配膳業・タバコ及び関連労働者組合国際連合（IUF）の幹部の協力は大きかった。

1 観光旅行

1. 観光旅行で経験すること

今日、世界の中で旅行が日常生活の一部となっている社会は少なくない。多数の人々にとって国境を越えることはその魔力をすでに失い、国際旅行と国内旅行は意識の中でますます似たものになりつつある。しかしこのことは基本となる現実を変えはしない。すなわち外国への旅行は、何の影響力もない行動ではない。従って国際旅行をする者は自国と文化や民族、社会、経済が異なる国、もしくは宗教も異なる国に対する感受性を持って他国を訪れるべきであり、そうした違いから生み出される価値観に対し敬意を払うべきである。

このことは、ことに性に関する慣習においてははっきりしている。一つの国で容認される行い（例えば人前での愛情表現や裸体など）は他国ではきわめて受け入れがたく、違法でさえあるかもしれない。性的な慣習について、旅行者はとりわけ敏感でなければならない。

歴史的にも旅行と買春とはしばしば結びついてきた。最も初期の旅行目的地は宗教上の聖地や貿易中心地だったが、エフェソス、バビロン、ポンペイなど古代都市の遺跡では売春地帯をがまだはっきりと残っているばかりか、その規模も驚くほど大きい。歴史の中で旅を常とする人々、殊に船員や兵士たちは行く先々の都市で売春地帯を作り出すのに一役買って来た。

今日旅行者の数は劇的に増大している。これら新参の旅行者の大部分は、旅行に際し故意にセックスを求めるわけではないとしても、商品化されたセックスを利用する者は数多く、ことに性サービスが簡単に手に入るところへ行けば利用者も増える。

何故こうしたことが起こるのか説明するため、社会的・文化的さらに心理学的な数多くの理由があげられている：

- ・家を離れた旅行者には匿名性が生じ、それが自国での行動を決定する日頃の社会的制約からの解放をもたらす。自分の住む町では売春宿を訪ねようなどとは決してしない人が、発覚の危険のほとんどない外国で行ってみようと思うことが多い。この現象は多くの国で見られる。日本のことわざに「旅の恥は掻き捨て」と言う通りである。ヨーロッパ各地にも「家から遠くなればなるほど道徳を忘れる」という格言がある。
- ・「異国情緒豊かな」観光地では、旅行者はたいていその社会の言葉も文化のニュアンスも理解できない。そこから旅行者にたぶんに事実と反する思いこみが生まれ、ふだんとは違う自分の行動を正当化してしまう。子どもを性的に利用する旅行者が自分の行動について、子どもとのセックスは「ここの文化で受け入れられているし、ここの人たちにはわが国にみられるような性的こだわりはない」などと言って釈明するのをよく聞く。貧しい子ども達はそれで金を稼いでいるのだから人助けだ、という理屈も子ども買春の客がよく使うものである。
- ・観光旅行は行動を変えるだけでなく偏見を強化することもある。あからさまにであろうとなかろうと、自国民以外人間は劣っていると強く思いこんでいる旅行者は、外国に行くとき人種差別的態度を強化するのが普通である。彼らは自分が見たいものだけを見る。他人を搾取することに良心のとがめを感じない。なぜなら相手を劣ったものとみているのだから。

- ・旅行者のなかには、貧しい国へ行って経済的に優位な立場に立ったことで、その土地の人々を性的に搾取・虐待する気になる者がある。先進国からやってくるの現代の旅行者は自国内では非常に低い地位にあるかも知れないが、給与格差によって貧困国を旅行中は比較的裕福になれる。これらの「新興成金」が、金持ちや有名人のものと考えていた性行動のために出費することは往々にしてある。
- ・旅行者は時として家庭での不幸な性関係から逃れようとしており、新しい性体験に対しオープンになっている。こうした側面は西側先進国に住む男性の間に見られる。西側諸国の多くでは、従来の家父長制社会の特権が徐々に失われつつある中で、一部の男性はこの変化にうまく対処できないと感じているのである。婚姻その他の関係は崩壊し、雇用機会ももはや今までのようにすぐ手には入らず、「強い」女は男性優位をおびやかす存在とみなされる。
- ・最後に、旅行者の間で子どもの性の搾取がおこなわれる最も重要な理由のひとつは、子どもがすぐに手にはいるからである。国によってはセックス・パートナーとしての子どもがたやすく旅行者の手に入るといふ、その簡便さ自体が、ある人々にとっては子どもとのセックスという目新しい経験を試してみようとする強力な誘因になる。組織犯罪が子どもの供給に果たしている役割を認識する必要がある。旅行者は往々にして子どもによる性サービスに喜んで大金を払うので、子どもの取引は犯罪者にとっていっそうの金づるとなり、そのため益々広く行われるようになっている。

2. 商用の旅行者

楽しみと言うより仕事で旅行する人々にも、上述の特性の多くが当てはまる。もっとも彼らは旅行者としての知識や経験が豊富であるし、また一般に所持金も多い。一カ所に長期滞在する人もいれば、同じ場所に頻繁に戻ってくる人もいる。

商用の旅行者はたいてい単身で出かけ、しかも多くは男性である。商用の男性旅行者の間で、子ども売春の利用が恒常化しているゆゆしいケースがいくつも発覚しているのは驚くに当たらない。

3. 貧困国のビジネス関係者

一方、観光客が大挙して訪れる貧困国のビジネス関係者は、性産業を発展させればほとんど資本もいらすしかも低コストでかなりの利益があがるチャンスと見て取って、今いる売春婦を使ったり、女性を誘惑したり力づくで巻き込んだり、必要とあれば子ども達をリクルートしたり強制的に「セックスワーカー」に仕立てる。性産業の組織は他の産業とほとんど変わらない。大規模な組織体もあれば個人経営のものもあるし、たいていは子どもの売買、強制労働、ポルノグラフィといった他の違法かつ搾取的行為と結びついている。

II 観光業界

観光業界は、顧客を（商業化された）セックスのチャンスに巻き込まない限り、顧客の行為に対して責任を持つことは出来ない。しかし観光を促進する側は一貫して、観光業界の基本目的は「平和、人権、相互理解、すべての民族と文化への敬意そして持続可能な開発を促進することにある」と言い切る。

多くの観光旅行業団体がこれらの目的を真剣に受け取っており、観光業界のさまざまな部門で企業責任という新しい感覚が出てきていることは評価してよい。これが特にはっきりしているのは、観光旅行が増大しすぎる脆弱な生態系に影響を及ぼすため、環境を保護する必要があるという認識が高まっていることである。観光旅行は環境と人々を尊重しなければならない。

観光は人権、すべての人々への敬意、そして持続可能な開発を促進すると言う点から見ると、一般的に「買春観光（セックスツーリズム）」と呼ばれる領域に解決すべき問題があることは明らかである。東南アジアでの現象を言い表すためにNGOグループが1980年に初めて使った「セックス・ツーリズム」という言葉は、今や多くの国で、持続可能な経済的・人間的発展に反するものと受け取られている。

幾つかの観光業団体は、買春観光を売り込む旅行代理店はライセンスを取り上げられるとする業界規定を結んでいる。これは社会的圧力に応じて実現する場合もある。1992年、スイスECPATのキャンペーン中に一人のジャーナリストがある旅行代理店に買春ツアーの手配を依頼し、帰国後その代理店のやり方を詳細に報告した。その結果まきおこった社会的な抗議により代理店は営業が続けられなくなった。

子ども買春をなくすための域外適用法の導入にあたり、アメリカ、ドイツ、オーストラリアなど幾つかの国は、子ども買春観光の営業を禁止する法規制も盛り込んでいる。子ども買

春観光を売り込もうとする旅行業者は、今や罰金もしくは実刑を受ける可能性に直面している。

買春観光はしたがって、旅行者、性産業、観光業それ自体が、必要上または行きがかり上、意図するとせざるとにかかわらず掛かり合う「クモの巣構造」をつくり出しているのである。

Ⅲ 買春観光の国内および国際的売り込みと組織

買春観光の「環境」（買春観光をする人の動機、経済的利害、性を強調した観光地案内、広告スタイルなど）が、旅行中に子どもを利用しようとする人々を大いにたきつけている。

この項では、買春観光とはどういう問題かを探り、背景を知ると同時に、子どもの性的搾取を助長する要因を取り除くような行動を引き出すことに焦点をあてる。

買春観光客の流れは、主として経済的先進諸国（西側ヨーロッパ諸国、スカンジナビア諸国、北アメリカとオーストラリア、湾岸諸国）から東南アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、そしてカリブ諸国などの貧困国へ向かっている。しかし、メキシコ、アルゼンチン、インドのような経済的にさほど発展していない国の富裕層にも買春観光に出かける人がいることが知られているし、富裕国にも買春観光が売り物の観光地（例えばアムステルダム、ニューオリンズ、ラス・ベガス）が少数ながら存在する。東ヨーロッパの一部も買春観光客の関心を引くようになり、子ども売春の輸出を始めている。買春売春を組織化するのに国レベルでどの程度かかわっているかに関しては、受け入れ国の間に大きな差がある。受け入れ国の中には、外貨収入の手段として観光振興を必要とする経済的・政治的圧力を受けている国が少なくない。国によっては、観光とは買春観光を意味するという事実を公式に認めている例さえあり、経済発展追求のために「一世代の女性を犠牲にする」と発言した政府当局者もいる。

しかしながらほとんどの場合、国レベルで協定がある買春観光組織は犯罪組織のものだけである。地元において状況次第で、子ども売春も含め個人的に売春にかかわる人も数多く存在する；例えば、ぼん引きをしヒモになる、部屋を貸したり「見て見ぬふり」をして売春婦や客から金をもらう、など。他のすべての市場と同じように、彼らの行動は旅行者の間の買春需要に対応するものでもあり、また効率的な供給機能をつくり出し促進することでこうした需要の先取りをしようとする企てでもある。悲しむべきことにこうしたかたちでの関わりの多くは、警察権力の腐敗・墮落に依存している（これ自体、警察官の給料が安いからだと釈明されるのがふつうである。）

買春観光の国際的売り込みや組織化は、さまざまな形で行われている。第一に、「第三世

界」の人々に対する性的搾取は悪質でない「趣味」とみなしているらしい個人の男たちや男性グループがある。彼らは商売気抜きで熱心に同好の男たちに情報を提供している。これは単にセックス観光者向きの行楽地や自国のバーやパブでの情報交換にとどまる場合もある。またインターネットを通じても行われる。自分の性的な加害行為をポルノ風の記事にしり、方々のセックス観光地のバーや売春宿や値段についての詳しい情報を提供したりする男達がいるのである。この種の情報に時々、子どもについての記述や子ども売春の手に入れ方の情報が含まれることがある。適切な法規制が無いため、インターネット情報を通じて買春観光者は、例えばアジアやアフリカの「新」開拓地をねらうこともできるのである。

第二に、公然と子ども買春観光を手配する旅行業者はごく少ないにしても、ヨーロッパ、オーストラリア、北アメリカ、日本には、売春が広く行われているリゾート地を紹介して買春観光を企画したり売り込む小規代理店がまだたくさんある。客が夜自分の部屋に「同伴者」を連れ込んでも余分な料金を取られないよう地元のホテルにかけあったり、客のために24時間サービスの女性「ガイド」を手配したり、都会やリゾート地での買春に通じた現地「休日ガイド」を提供したりするのである。また観光地となる国を、セックス観光のイメージや「評判」を作り出し発展させるようなやり方で市場に出すこともめずらしくない。

子どもの虐待も含むような買春観光を手配しているヨーロッパやオーストラリアや北アメリカの代理店が、たいていごく小規模の会社で、「個人営業」が多いと考えるのは根拠あることである。

第三に、買春観光を売り込む、少なくともほのめかす旅行ガイドを執筆・出版する個人や会社がある。ガイドブックの中には完全に買春観光市場専門で（「若い子」がいるバーや売春宿の紹介）、若い子を好む虐待者のために豊富な情報を提供し、またお薦めの場所で見付かる「かわいくて言いなりになるレディたち」の若さを強調してやまない。また特別に子ども虐待者にむけた出版物さえある。

最後に、旅行業界全体が少なくとも買春観光客の移動のための乗り物を提供している。実際、大多数の買春観光客の旅行の手配は定評ある旅行代理店やパッケージ・ツアー業者によって行われ、買春観光客は皆「ふつう」の航空会社で世界各地に運ばれるのである。買春観光は小規模の旅行会社だけでなく大企業にとっても暗黙のうちに大きなビジネスになっており、どこのリゾート地でも買春目的でやってくる観光客の国籍は、多かれ少なかれそのリゾート地区への外国投資のパターンを正確に反映している。多くの定評ある旅行社が使う売り込みパンフレットも絶え間ない買春観光の流れに一役買っている。こうしたパンフレットで

は「ナイトライフ」の魅力がよく強調されるが、リゾート地でナイトライフと言えば地元の人々を性的に搾取すること以外のなにものでもない。また、「第三世界」の人々は「明るくて」「にこにこして」「のんき」でしかも「エキゾチック」というステロタイプをひろめてもいる。こうした固定観念は時に、非常に自民族中心的・人種差別的な姿勢を示すのである。

IV 観光旅行の経済と社会の責任

1960年以来、世界に広がる旅行は七倍以上増加した。その約半分が観光目的である。国際旅行者の到着数は1995年で5億6千7百万人と見積もられ、2010年までには9億6千7百万人に達すると見込まれる。国際観光はすでに（石油、乗り物、電子機器、その他を抜いて）世界の輸出の第一品目となっており、取引可能なサービス業種の最重要部門である(WTO)。旅行と観光の分野で2億もの職を提供するこの業界は、世界で最大の雇用主である。世界にある職業のうち平均して6つにひとつが、何らかの形で旅行観光業に依存または関係している(WTTC)。

こうした数字は、観光産業の経済的重要性を際立たせる。発展途上国の多くは今や観光産業を、外貨獲得の主要な旗手、将来の経済発展への希望を担うものと位置づけている。アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、東ヨーロッパでは観光事業開発のため大量の時間、人材、資金がつき込まれている。

一部には（子どもとのセックスも含む）買春観光を観光開発の不幸ではあるが必要な部分とみなしている国もある。アジア某国の元副首相が自国の観光産業開発について行った発言はよく引き合いに出される。1980年10月州知事たちを前にして彼は、各州知事は風光明媚な地点の開発とともに「性的な楽しみに関わるという理由で、諸君の中には不快感をもったり当惑する人もいるかもしれないが、その種のエンターテイメント」を奨励して国の観光開発に貢献すべきだと語ったのである。副警視総監は観光奨励の呼びかけに応じて、「観光客を歓迎するため…歓楽街での営業時間を延長した」。観光と買春の結びつきが既成観念になっている場所は少なくない。

子ども買春を止めさせようとする運動は、時として発展途上国の観光省庁と衝突してきた。観光反対と見なされたからである。観光開発に携わる人々は、外国人旅行者にあらゆるかたちでのセックス・サービスを提供することが観光開発の必要部分であると教えられてきた。幸いにもこうした時期は終わりつつあるが、客をもてなすとは必ずしも自国の子どもたちを

性的に利用するという意味ではないことを、受け入れ国は忘れてはならない。

子どもの性の商品化と搾取が可能なのは主として経済格差のためである。しかし、だからといってこれが許される訳ではなく、またこれだけで説明できるわけでもない。子どもの売買は、子を守る親の側の欲、または中間にいて売春のために子どもを誘拐したり誘い込んだりする犯罪者の欲の反映でもありうる。買ったり雇ったり、売ったり捨てたり出来る商品として子どもを扱うことで、この問題はもはや貧困だけの問題ではなく価値観 — ことに消費主義の価値観の問題となるのである。

これは微妙な区別だが、観光旅行が市場でどのように売られるかという点で非常に重要である。観光宣伝が観光という経験の中心目的として、消費主義と快楽主義の価値観を推奨するならば、それは子ども買春を可能にすると同じ価値観を肯定していることになる。観光振興の際には「旅行者の活動に起因するあらゆる搾取と性暴力から子ども達を守る」（「子どもと旅行代理店憲章」（UFTAA））必要が常に認識されていなければならない。

はっきりと指摘されるべきことは、買春観光が観光産業および関連事業にどれだけの短期的経済利益をもたらそうと、目に見えない長期的な経済、社会、文化及び健康上の代価は大きく、「他分野」すなわち将来の世代、将来の政府、国際援助機関、旅行者の送り出し国からの援助計画、慈善団体等に転嫁されるという点である。この現実には、暗黙のうちにはあるが、観光開発の進路に影響を及ぼしうるすべての者に具体的な責任があることを明確に示している。

V なにができるか

スウェーデンでの世界会議は、司法・警察担当官から政治家、社会活動家、医療専門家まで、社会を構成するさまざまな部門が参加している。観光業界の代表の発言は業界自身のためだけでなく、経済と利益によって動く商業部門総体のためでもある。彼らがこの会議に出席していることは、子どもを性搾取から守り、社会全体が前向きの人間的価値を支持する責任を、企業も分かちもっているしるしである。

それ以上に重要なのは、観光産業には子ども売買をごく短期間で中止させる力があることである。観光産業は世界最大の雇用主であり従って世界のほとんどすべての町や都市にその代表がいる。すべての観光中心地で、交通、宿泊その他、旅行者 — 性的に子どもを虐待しようとする者も含め — が必要とするサービスを提供しているのが観光業である。したがって観光業労働者は、何が起きているかを目しており、それを通報することで、経営者が当局

に圧力をかけ子どもに対する犯罪を適切に捜査させることができるというまたとない立場に
いる。

以下の項では、何が出来るかを問いかけ、観光部門内ですでに試みられているプログラムの
幾つかを — 可能な選択の例として — 紹介する。

1. 旅行者教育

観光客は訪問地についての事実在即した情報を求めている。価格、日程表などの一義的
な必要事項のほかに、行く先の社会的・文化的な慣習や制約についてその背景をなす情報
が提供される。したがってまず最初の段階として、子どもへの性的虐待についての教育が
最大の優先事項となる。過去三年の間に、数多くのグループがこの点に関してなんらかの
活動を始めている。観光業界と政府間または観光業界とNGO間が提携して行われること
も多い。幾つかの例をあげる：

・旅行代理店

1993年以来、かなりの国が域外適用法を制定している。つまりその国の国民が海外で子
どもを性的に虐待した場合、当該犯罪について自国で裁判にかけられるということであ
る。この新しい法律を公けに知らせるため、幾つかの国では旅行者向けの資料を作成し
た。

・スウェーデン

スウェーデンの援助機関 RaddaBarnen はアジアへの航空チケットにはさみこむための
想像力豊かなカードの作成を援助した。片面には観光の「明るい面」裏面には「暗い面」
が示され、後者は観光客に、子どもは護るべきである — 身勝手に利用してはいけない
と警告している。カードはスウェーデン旅行代理店協会によって配布された。

・ノルウェー

ReddBarnaとDen Norske Reisebransjeforeningen は協力してエイズと子ども買春に警
告を発する小冊子を作成し広く配布した。

・フランス

フランス旅行業界と政府省庁のいくつかが一緒になって、こども買春に対し警告するパ
ンフレットを作成した。旅行代理業者を通じて配布され、初めの一ヶ月で30万部以上、
これまでに100万部以上が配られている。

1.2 税関

・オーストラリア

オーストラリア税関のカウンターにはパンフレット類が備えてある。誰でも自由に持っていけるが、一つのパンフはアジアのセックス観光地のいずれかに向かう男性旅行者にしばしば直接手渡される。それは子ども相手のセックス観光に対する警告である。これはECPATオーストラリアの発案で始められ、複数の援助団体から資金を得ている。ニュージーランドも類似のパンフを準備中である。

1.3 航空機内

・ドイツ

長いフライトの間にこの問題について穏やかに情報が提供されれば、旅行者たちはこれをうけいれる体勢にある。すでに70年代末から80年代初めにかけてスリランカ/コロンボ行きのコンドルフライトは、28分間の観光旅行者べからず集フィルムを上映して成功を収めていた。物乞いをする子供たちへの対応、聖地・寺院での振る舞い方や服装、そして浜辺で働く12才の少年に対する旅行者の個人的関係や社会的関係のあり方が、このフィルムのトピックとして細やかな配慮をもって触れられていた。

・インドネシア

ガルーダ航空は1980年代、インドネシアへの観光旅行者の行動に心を配るようになり、オーストラリアとアメリカからインドネシアに向かうすべてのフライトの座席ポケットに小冊子を備えた。これには旅客のための「倫理規範」が載っている。

・イタリア

イタリア旅行・観光業連合は、喜んでパンフを配布すると明言しており、おそらくイタリア航空と提携して実行されるであろう。

・オーストラリア

オーストラリアのラウダ航空の否定的例は、子どもへの性的虐待問題が軽々しく扱ってよいものではないということを示している。1992年ラウダ航空の機内誌に、一人のドイツ人旅行者が書いた絵はがきという体裁で不快な記事が掲載された。写真は上半身裸のタイの少女、裏面のメッセージはタイのあるバーでの性の享楽を自慢するものだった。「行かなくちゃ」とそのメッセージは結んでいた。「ベイビー・クラブで甘いタルト菓子がぼくをお待ちさ」。これはわけても悪趣味な、感受性のかけらもない記事だった。そしてバンコクでの大衆的抗議をまきおこし、その結果ラウダ航空は公式に謝罪するこ

とになった。

1.4 地上で

- ・タイ

こどもの性的虐待を憂慮するいくつかのグループは1995年、ホテルや小売り店を通じて外国人旅行者に配布するためパンフレットを作成した。全国女性問題委員会によって作成されたパンフには「子どもとのセックスは犯罪です」というメッセージがのせられている。

1.5 ガイド・ブックを通じて

- ・アメリカ

フォーダーズのガイドブックとビデオは、アメリカの権威ある旅行ガイドである。フォーダーズは子ども売春に反対するキャンペーンに関心を持ち、いくつかのテレビ番組で取り上げている。また自社出版の本の多くに「倫理規範」をのせている。

- ・オーストラリア

ロンリープラネットは世界でも有数の旅行出版社の一つである。同社は最近、政治的弾圧、先住民の諸権利、生態系破壊、観光が環境に及ぼす影響などについて留意すべき点をあげた報告書をまとめたが、新たに子ども買春もこれに加えた。子ども相手のセックス観光に関してロンリープラネットは、子どもの性的搾取についての意識を、とくにこの問題がゆゆしき事態になっている国において喚起することに協力する責任があると考えている。この目的のためロンリープラネットは、同社の出版物の改訂を担当する執筆者達にECPATオーストラリアのパンフレットを一そろい送付している。子ども相手のセックス観光の問題について、またこの行為を刑事犯罪とした最近の国内法や国際法の改正についての情報を、執筆者達が確実にうけとり、ガイドブックでそれを伝えるようにとするのがねらいである。

1.6 旅行博覧会で

- ・イギリス

いくつかの国では国内のNGOが準備した子ども相手のセックス観光にたいする警告が、旅行博覧会で展示されている。イギリスはそのひとつの例である。イギリスでは1995年の「世界観光博」の際イギリス旅行代理店協会は、子ども買春と観光連絡会議のために、無料で展示用ブースを提供した。

2. 雇用主と従業員の協力

ホテルやホステルなどの観光施設で雇用者と従業員が協力して努力すれば、確実に子どもへの性的搾取を防止し、あるいは起こってしまった場合には確実にそれが通報され事件が警察の手に渡るようにする一助となりうる。

すでに、IUF/UITA/IUL（食料、農業、ホテル、レストラン、宴会サービス、タバコ、および関連産業労働者組合同国際連合）は95年6月と95年12月にこの趣旨の決議案を採択している。その決議案は「観光部門で働く労働者は子ども買春に対する戦いの中でかなめとなる役割を果たすことが出来るし果たすべきである」と述べ、適切な共同行動のための雇用者との交渉を呼びかけている。IUF/UITA/IULはまた、「この闘争における、観光受け入れ国及び旅行者送り出し国双方の政府の重大な責任を強調し」「個人もしくは企業が子ども買春にかかわる業務を推進またはそれに携わることを犯罪とする適切な法案の制定により、各政府が人権の擁護、殊に子どもの人権擁護に向けた努力をさらにいっそう強めるよう促す」としている。

3. 自主規制

現在の事態を監視し自主規制を強めるため、観光業界の内部から創造的な提案がいくつかなされている。とくに台湾とドイツで非常に興味深い進展が見られる。

台湾

台湾で児童売春の数が非常に多いことを明らかにした1993年のNGO報告をうけて、高雄ホテル協会と台北ホテル協会は会員向けに、アジアの子ども買春観光とたたかうECPATの活動を支援するキャンペーンを開始した。自分の経営するホテルの客室で子ども買春を奨励したことが判明した場合、その会員は懲戒処分をうける。その他の次のような行動も見られる。

- ホテル受付の正面に子ども買春反対のステッカーを貼る
- ECPAT支持者にVIPカードを発行し、協会加盟ホテルでの割引を提供する
(今までに5万枚のカードが発行された。)
- 高雄ホテル協会は、ECPATを支持する声明を出し、子ども買春の犠牲者救済への参加を表明、これまでとった行動を表明した。

ドイツ

ドイツのTerre Des Hommesは草案を作成して、今日までに12のドイツの観光業者と協定

を結んだ。協定の署名者は以下の責任を負う：

- 契約を結んでいるホテル内では、子ども買春が行われない事を保証する
- 宿泊客に対し子ども買春の背景と影響について知らせる
- ホテル従業員とツアーガイドに対し職種に応じた研修を行う。

4. 犯罪の通報

子どもに対する性的虐待や子どもの売買は犯罪であり、通報されなければならない。しかし、虐待が行われているのではないかと疑ったときでも見てみないふりをする人が少なくないし、職を失うのを恐れて通報をしづる人もいる。通報することはこの領域にかかわるものすべての責務である すなわち：観光業界（観光会社、貿易団体）、観光業界の被雇用者（観光業従業員）そして旅行する大衆。さらに加えて、観光目的地のNGOや個々の市民は問題となる事実や見たことを通報出来るし、通報すべきである。最後に、と言っても重要性は劣らないが、すべてのメディアは事実が確実に公けにされるよう決定的な役割をはたさなければならない。政府の適切な法制定と観光業界全部門での自主規制は、個人的な行動のために有用かつ必要な枠組みを提供し、良心、感受性、自覚に基づいた自発的行動を勇気づけることにもなるだろう。以下にあげる数例はこの難題に対し勇気ある積極的対応が現になされていることを示すものである：

インド

1991年インド航空のホステスはひとりの少女が悲嘆にくれているのに気づいた。方言で話しかけたホステスは、少女が両親に売られ、隣席の男にサウジアラビアへ連れて行かれるところだとわかった。ホステスは無線でデリーの警察に連絡し、何が起きているのかを乗客に知らせ嘆願書への署名を集めた。拉致者は逮捕され少女は解放された。

タイ

1993年、フランス人のツアーグループの中に数人の独身男性が加わっていた。その一人が友人に子どもとセックスするつもりだと話し、友人を激昂させた。声高な言い争いになったが、初めの男は結局、どっちにしても子どもとセックスすると宣言した。反対した男は警察へ行き自国民を逮捕させた。

観光産業の関係者に犯罪もしくは犯罪の可能性を通報するよう奨励するのは魅力的な提案だと思えるかもしれないが、これについては用心深くとりかかる必要がある。犯罪らしく見えるということは必ずしも犯罪が起ころうとしているということの意味しない。この

提案は同時に、人が自分の敵に復讐する可能性も提供するからである。

5. 政府への働きかけ

ここ数年の間に観光旅行における子どもの性の商品化と虐待に適用される法律が、ドイツ（1993年6月）フランス（1994年2月）オーストラリア（1994年7月）合衆国（1994年9月）ベルギー（1995年5月）ニュージーランド（1995年7月）で制定され、その他いくつかの国が同様の立法を検討中である。ほとんどの場合、政府は観光業界及び観光各省庁からの意見提案を受けとっており、提出された意見はすべて法案制定を支持するものであった。

イタリアでは、政府が旅行代理店に対し「とりわけ子どもの性の商品化と搾取に関して、子どもの権利条約を遵守する」ことを求める「通達」（1995年5月）をだした。

6. 研修プログラム

子どもの性の商品化と搾取の危険性についてのスタッフ教育を、正規の研修プログラムに組み入れた航空会社の例として、ルフトハンザ航空とニュージーランド航空がある。他にも数社の航空会社がその可能性を検討中である。

VI 結論

この世界会議を通して、各国政府は観光政策の決定に果たす自らの役割を見直すチャンスを与えられるであろう。多くの場合、子ども買春観光を防止するには、政治的行動が不可欠である。

政府と観光業との協力的な共働関係は子どもの性の商品化と搾取をなくすために確実に貢献することが出来るだろう。

了

世界観光機関

1996年10月22日カイロで開かれた第11回世界観光機関構（WTP）総会は、WTO決議案A/RES/338（XI）を可決した。これにより評議委員会が提出した組織的買春観光の防止に関するWTO声明（以下参照）が、総会で採択された。

組織的な買春観光の防止に関するWTO声明

「WTO観光における権利の章典と旅客規範」（ソフィア、1985）が、買春を目的として他人を搾取するために観光が利用されるあらゆる可能性を防止するよう国家及び個人に呼びかけていることに鑑み；

この問題に携わる国際的及び国内の政府及び非政府諸組織、同じく観光業界の代表との協議を経て、

組織的買春観光 —— この声明の目的のためには「観光業界内部もしくは同業界外部で、同業界の構成とネットワークを利用して旅行者が観光目的地住民と商品化された性的関係をもつことを主目的として組織される旅行」と定義される — の存続に関する国際社会の憂慮を考慮し；

この行為が、訪問先での性、年齢、社会・経済的不平等を悪用した場合に特に、旅行者の受け入れ国、送り出し国双方にもたらす社会的、文化的、また深刻な健康上の結果を認識して；
総会は

1. 平和、人権、相互理解、全ての諸民族と文化の尊重、そして持続可能な開発を促進するという、観光の基本的な諸目的をくつがえす、搾取的な活動のすべてを否認する。
2. とりわけ子ども買春観光は、子どもの権利条約第4条（国連、1989）の侵害であると考え、旅行者送り出し国及び受け入れ国の厳しい法的措置を要求するとともに、これを非難し告発する。
3. 旅行者送り出し国及び受け入れ国の両政府に以下のことを要求する。

組織的買春観光に対抗する措置を取るよう国の観光行政部門その他の担当省庁を動かすこと。

組織化された買春観光の証左を集め、この問題に関わる政府職員と観光業界の経営上層部に対するこの行為がもたらすマイナスの結果についての教育に力を注ぐこと。

観光業界に対し、いかなる形であろうと買春観光を組織したり、観光客目当てに買春を利用することから手を引くよう強く求めるガイドラインを公布しすること。

適用可能なところでは、子ども相手のセックス観光を防止し撲滅するための法的行政的の方策を確立し施行すること。とくに子どもと青少年を巻き込む違法な性行為を行った旅行者の追訴を容易にする二国間協定を締結すること。

組織的買春観光に反対する活動に関わる政府間及び非政府組織を支援すること。

4. 援助国、援助機関その他財源提供機関に対し、買春観光に影響されている観光目的地で観光サービス供給を拡大し多様化する観光開発プロジェクトの実施を訴える。そうすることで観光部門での雇用機会を広げ、国内経済の他の部門との結びつきを発展させ、観光の社会的経済的な持続可能性に貢献するよう訴える。
5. 買春観光とりわけ青少年の性的搾取に反対する手段をすでにとっている観光会社と観光産業諸団体、およびECPATのようなNGOを評価する。
6. 観光業界に対し、次のことをよびかける

組織的買春観光を排除するため、観光旅行の出発地と目的地の両方で買春観光が蔓延している場所を特定し、そこに焦点をあてることにNGOと協力して努力すること。

買春観光がもたらす否定的結果について、それが観光部門及び観光目的地のイメージにどんな影響を及ぼすかをも含めて、スタッフを教育し、観光から商品化された性サービスを排除する方法を見つけるようスタッフによびかける。

買春観光に反対する専門職としての行動規範と業界の自主管理機構を開発し強化しする。

実地的な振興策、商業的措置を採用する。例えば、買春観光から手を引いた会社が積極的にみずからそれを明らかにする；観光旅行契約書の中で、商品化された性サービスことに子どもをまきこむものを禁止する；旅行者にセックス観光の健康上のリスクについての情報を提供するなどである。

旅行者に、特に子ども相手のセックス観光にかかわらないよう警告し、その行為の犯罪的性格及び子どもがどのように買春を強制されているかを告発する。

メディアが観光業界を助けて、あらゆる形態の組織的な買春観光を暴露し、孤立させ、告発し、防止するための行動をとれるようにすることを奨励する。

7. 各国とその実際の観光担当部門にたいし、スウェーデン政府とユニセフとの共催で1996年8月ストックホルムで開催される「子ども売春に反対する世界会議」の成功のため力を尽くすよう求める。

資料2

子どもと旅行代理店憲章

いわゆる買春観光が引き起こす問題を心において、UFTAA執行委員会のメンバーであるジャクリーン・デ・レイを筆頭とする「環境」特別委員会は、1994年12月フランスで「買春観光と子ども買春」についての専門家会議を組織するため、全精力を傾けて活動した。フランス旅行代理店協会(SNAV)はこの動きを支持し、ほとんど間をおかずに国際ホテル協会(IHA)がこれに続いた。

平和と発展をもたらす観光という理念を一貫して支持してきたUFTAAは、「真の」旅行代理店なら参照することになるであろう公文書の草稿を作成した。全メンバーの意見を求めて我々が提出しようとする以下の憲章は、こうした経過から発案されたものである。

この憲章がメンバーによって認められるならば、次期UFTAA世界年次大会において正式に調印されることになるだろう。

子どもと旅行代理店憲章

UFTAAは、国際的な目的を持つ組織である。国内的諸問題については、それぞれの国の協会を通じる以外に干渉する権利を持たない。

1. この憲章の署名者であるUFTAAのメンバー及び関連団体は、いわゆる「買春観光(セックストourリズム)」に関連する子ども買春と闘い、またその手の旅行者から以下の方法で子ども達を守ることを誓う

*子どもの性的搾取に対処するため政府がとる手段を支持する。

*性的満足を目的として子どもを利用する旅行者に科せられる処罰について外国の同業者に通知する

2. この憲章の署名者であるUFTAAメンバー及び関連団体は、旅行者を送り出す先の環境、人々、国そして地域を守るために果たす自らの役割の重要性を心に止め、注意を引くような旅行者の行動に最大の警戒を怠らないことを誓う。この憲章の署名者である旅行代理店は良心の命ずるところに従い、また関係各国の法律に従って行動する。

3. 買春観光の犠牲となった子どもの受ける精神的、道徳的、社会的、肉体的打撃を心にとめ、UFTAAのメンバー及びその関連団体は、犠牲となった子どもの福祉に関わるさまざまな組織、キャンペーン、慈善団体に対し、子どもの尊厳と肉体的、精神的健康の回復

のためあらゆる援助をすることを約束する。

4. 子どもの権利条約28条3項を全面的に支持し、UFTAAのメンバー及びその関連団体は子供達を犠牲にする買春観光に対する闘いが全ての局面、全ての国で展開されるよう、全ての国の旅行代理店が全面的に協力しあうことを勧告する。
5. UFTAAのメンバー及びその関連団体は子どもの性的搾取を目的とするプログラム、ツアー、観光旅行はいっさい促進せず、またその促進に手を貸さないことを誓う。
6. UFTAAのメンバー及びその関連団体は、子どもを性的に搾取した旅行者にその後起こりうる事態について知らせるよう配慮する。
7. こどもの権利条約34条に従い、UFTAAのメンバー及びその関連団体は旅行者の行動に起因するあらゆる搾取と性的暴力から子どもを守ることを誓う。

この憲章への署名は、上記条項の全てを無条件に受け入れる。

資料3

食料、農業、ホテル、レストラン、宴会サービス、タバコ、および関連事業労働者
組合国際連合（IUF、UITA、IUL）

こども買春に関する決議

1995年6月28-30日、マレーシアのペナンで開催された本IUF/ITFアジア/太平洋観光労働者セミナーは、以下の決議を採択した。

世界の旅行者の目的地となっている国々において買春、殊に子ども買春の問題が重大性を増していることに注目する。

すべての性的搾取、とりわけ子どもに対する性的搾取は、人間の権利と尊厳への基本的な虐待であると確信する。

子どもの性的搾取及び子ども買春にはさまざまに異なる形態と原因があること、その中には貧困、社会的不均衡の増大と共同体の疎外を伴う都市経済の急成長、伝統的社会や家族、扶養構造の崩壊、そして組織犯罪の存在などが含まれることを認識する。

子どもの性的搾取の増加を阻止し流れを変えるためには、短期的な方策もまた採られねばならないことを認識する。

子ども買春と子ども相手のセックス観光の増大を規制する主な責任は、そうした行為が行われている国と、子ども相手のセックスを求める旅行者の出身国の政府にあると認識する。

これら政府に対し、子どもの人権と尊厳とを擁護するための努力を倍加するよう、そのためにとりわけ、必要などころで適切な立法措置を執り、そのようなサービスを購入、入手する者たちを厳しく告発し、またそうした行為にかかわらされた子どもを社会的に支援する行政を発展させるよう促す。

観光サービス労働者は、子ども買春の実行とりわけ旅行者による子どもの利用に対抗する戦いに重要な役割を果たすことが出来ると確信する。

子ども買春が行われる観光目的地でのホテル関係のメンバー、ツアーガイド関係のメンバー、その他の観光サービス労働者が各雇用主と話し合いを持ち、その企業の施設が子ども買春のために提供されないこと、そしてそれが公示されることを確認するよう勧告する。

観光サービス労働組合と企業により展開されるこうした政策は、以下の要素をふくむべきである。

- a) ホテル、観光業経営者その他の企業は、子ども買春が行われることに反対し、自分たちの提供するサービスがそうした行為を容易にするために利用されることを防ぐため、あらゆる手段をとることを公にする。この方針を依頼者、購買客、宿泊客に知らせること。
- b) 子ども買春のための施設の確保または供給に手を貸すことを拒んだかど顧客や宿泊客から暴言や批判を受けた従業員は、必ず経営者側の支持を得て、いかなる処分も受けないことを公にする。

メンバーがこの勧告を実行するのを援助するため、三つの国際書記局に対し書記局や地域オフィス各々のメンバーに適切な声明のモデルを作成するよう促す。

ITF、IUF、FIETに対し、この問題に関して政府に働きかけるために、また国際的レベルでも、観光政策を進める際には確実に子どもセックス観光の問題に注意が注がれるようにするために、地域および地球レベルでの行動をおこすよう促す。

IUF、FIET、ITFに対し、組合メンバー及び旅行者の間でこの問題に特に焦点をあてるよう、意識化キャンペーンを始めることを呼びかける。

資料4

h r c ・ 買春観光に関する決議 (I U F 、 U I T A 、 I U L)

旅行者が訪問する地域に於いて顕著に子ども買春が増加していること（百万人以上の子供が影響を受けている）に鑑み；

全ての性的搾取、とりわけ子どもに対する搾取は、人権と人間の尊厳の侵害となることを主張し；

子どもの性的搾取と子ども買春はひとつには、貧困、経済的に発展した都市社会における増大する格差と疎外、伝統的家族や社会、共同体の崩壊、同じく組織犯罪の影響に起因することを強く主張し；

セックス・ツーリズム（買春観光）がエイズをひろめる一因であることを、憂慮とともに指摘し、

買春観光と闘うキャンペーンがNGO のECPAT(アジア観光における子ども買春撲滅キャンペーン) によって組織されていることを指摘し；

国際ホテル協会、旅行代理店協会世界連合、世界観光機関が決議案を採択し、生物倫理及び生活の質のための欧州センターのシンポジウムが声明を発表しており（1995年4月）、いっぽう欧州共同体内部でも観光と買春についての議論が進行中であることから。

I U F 、 I T F 、 F I E T の共催で観光部門労働者のために行われたセミナー（1995年6月28日から30日）で承認された子ども買春に関する決議につけ加えて、

1995年12月6日7日ブダペストで開催されたI U F 、 H R C の貿易グループ会議は、以下の決議を採択した。

買春ことに子ども買春の永続的な解決をみるためには、進歩的な社会的経済的改革により子どもが商品として扱われなくなるための客観的な条件が作り出されることが必要である事を宣言する。

それにも関わらず、買春観光および子ども買春と闘うためには早急な対策が欠かせないことを確信する。

このたたかいに於いては観光客の受け入れ国と送り出し国両政府の責任が鍵となることを強調する。

各政府に対し、子ども買春に関わるビジネスを促進または従事することが個人にとっても事業体にとっても犯罪となるよう、適切な立法措置をとり、またこの件に関わる子どもの支援

と社会的統合のための体制を整えることにより人権特に子どもの人権擁護の実現にむけた努力を強化するよう促す。

観光部門の労働者は子ども買春にたいする闘いに於いてかなめとなる役割を果たせること、果たさねばならないことを確信する。

子ども買春が存在する国々のホテル、バーその他の観光部門サービス労働者を代表する加盟各組織に、以下のように、その部門の雇用主とその発生の防止を目的とする手段の取り決め交渉をするよう呼びかける。すなわち

- ・協同声明を発表しその中で、雇用主はその所有する施設に於いて子ども買春を許さないことを約束し、従ってその施設の顧客にこの趣旨を伝えるために必要なあらゆる手段を採ることに同意し、また各組合は被雇用者に対しあらゆる子ども買春及び性的搾取に反対するよう呼びかける。
- ・子ども買春につながる要求に応えることを拒んだかどで客から苦情を申し立てられた被雇用者は誰でも経営側の援護を受け、そうした拒絶によって罰せられることはないとの雇用者側からの誓約を獲得する。

I F U書記局に対し、地域書記局と協同して加盟諸組織がこの勧告を実行できるよう規範となる声明を作成することを求める。

加盟組合組織および書記局に対し、政府に圧力をかけたり、また国内国際両レベルで観光開発に関する討議の中に必ず子ども買春の問題が含まれるよう見届けるなどの方法をとって、各々が自分のレベルで、E C P A Tによって組織された買春観光に反対するキャンペーンに協力するよう勧告する。

I U F書記局に対し、子ども買春、買春観光、エイズのひろがりに関連する諸問題について関連諸組織と社会全体に情報を提供し認識をたかめるため、率先してあらゆる手段をとる権限を委託する。

国際ホテル協会（IHA）

アジア観光における子ども買春撲滅キャンペーン（ECPAT）

I H A 決 議

1995年1月26日、IHA評議委員で採択された

ホテル産業関連の事項に対し責任を負う世界的団体であり、かつ世界中のホテル産業の利益の振興及び擁護のための活動に専心する唯一の組織である国際ホテル協会は：

- 観光の重要な要素は、受け入れ国によれば、その文化、歴史的建造物、国民なかんずく子どもに対する最大限の敬意であることを認識し；
- すべての国の子どもが養育され保護されるべき国の宝であることを認識し；
- 年少の子どもを性的な標的として搾取することを第一目的とした観光旅行の劇的なひろまりを認識しかつ悲しみを込めて指摘する。

観光のこの不道徳な目的を認識した上で、国際ホテル協会は以下を決議する。

- すべての性的な子どもの虐待を強く非難する
- 以下の諸組織の努力を強く支持する：

ECPAT（アジア観光における子ども買春撲滅キャンペーン）

世界観光機関

旅行代理店協会世界連合

UNICEF

国際刑事警察機構（INTERPOL）

中国観光ホテル協会

スリランカ観光ホテル協会

タイホテル協会

資料 6

ドイツのNGO (terr des hommes) と各旅行業者との間の 合意書の草案

はじめに

この合意書への署名当事者（以下署名者）は、外国の大人が準備した子どもに対する性的搾取は最も基本的な子供の権利を侵害するものであり、もはや軽犯罪とは見なされないと結論する。

こう結論するに当たり署名当事者は、他の何にもまして1989年国連により可決された「子どもの権利条約」を参照した。ドイツ連邦共和国もこの条約の調印国として、子どもにかかわる以下の行為を避けるため必要な措置をとる義務を負っている。すなわち、

- a) 子どもが違法な性行動への参加を勧誘または強要されること
- b) 子どもが売春その他違法な性的活動のために利用されること
- c) 子どもがポルノ的興行や公演のために利用されること

この合意書は子ども買春の防止をその目標として締結される。目的は、適切な諸手段により、海外でのドイツ人によるセックス観光が関係する範囲内で子ども買春防止に寄与することである。

この目標達成のために合意書の署名者は全ての可能な手段を講じ、またお互いに情報を交換し協力し合うことに同意する。

§ 1

旅行代理業者は海外での子ども買春防止を実現するために役立つあらゆる可能な手段をとることに同意する。

§ 1.1

旅行業者は契約相手の全てのホテルに対しそのホテルの建造物及び敷地内において子ども買春が可能でないよう見届けることを義務づける。旅行業者もしくは terre des hommes が契約ホテルでの子ども買春の発生を知った場合には、調査が行われるものとする。その調査の結果本当に子ども売春が行われたことが判明した場合には、旅行業者は契約ホテルとの契約を解除するものとする。

§ 1.2

旅行業者はそれぞれの目的地に向かう全ての旅行者に対し子ども買春のもたらす結果についての情報を伝えることを約束する。これは以下のようにして実行される。すなわち：

- 契約ホテルに対して文書でそのホテルでの子ども買春がホテル側にもたらす結果について通知する。
- 旅行者の行動ルール集のなかで子ども買春の問題に触れる。
- 手続きの際、全ての旅行者に *terre des hommes* の草案の原文が掲載されているパンフレットを配布する。

§ 1.3

旅行業者は被雇用者に子ども買春について知らせ、この悪習を制限もしくは根絶する可能性について啓蒙することに同意する。これはことに旅行ガイド及び購入・予約担当の被雇用者に適用される。

§ 1.4

旅行業者は広告や情報メディアのなかで「*terre des hommes*」の名を使う前に、*terre des hommes*と原則において合意することを約束する。この合意以上のことを公けに声明するときは、この合意の精神に則ったものでなければならない。

§ 2

*terre des hommes*はドイツ連邦共和国内での出版やロビー活動を通じて、またそれぞれの国のパートナー組織を支援することを通じて、子ども買春の防止に協力することを約束する。

§ 2.1

*terre des hommes*は子ども買春に関するその出版活動の範囲内で、旅行業者が子ども買春の防止に協力する準備が出来ていることを周知させる。

§ 2.2

*terre des hommes*は、旅行者向けインフォメーションのためもしくは旅行業者の従業員教育のために、子ども買春についての情報資料を旅行業者が自由に使えるようにする。

§ 2.3

*terre des hommes*は旅行業者にたいし、子ども買春に反対する更なる手段についてその概念を考え出すためのアドバイスを提供する。

§ 2.4

terre des hommesは契約ホテルにおけるこども買春防止遵守の監督に協力する。

§ 3

両署名者は、こども買春に反対するキャンペーン以外に何らの意図もなく、この協同行動から利益を生むことは望まないことに同意する。

§ 4

この合意からは署名者に対する財政的義務はいっさい生じない。相互の活動の財政管理に関しては特別の協定を必要とする。

§ 5

この合意は両署名者による署名直後から効力を発し、1996年3月31日まで有効とする。

§ 5.1

合意の延長はそれが失効する三ヶ月前に決定されねばならない。

§ 6

両署名者は、重大な理由が生じた場合には終了の特別通告をする権利を有する。重大な理由とは、相手の署名者がこの合意により約束した本質的な義務の一つに違反する罪を犯し、理にかなった期間を定めた警告にもかかわらず、定められた期間内に違反行為をやめない場合である。

§ 7

この合意の変更及び補足的合意はすべて、有効であるためには成文化された書類を必要とする。

§ 8

この合意に起因もしくは関連する全ての紛争の司法管轄権は、オスナブリュックのLandesgericht (地方裁判所)にある。

World Tourism Organization 世界観光機構

The Universal Federation of Travel Agents' Associations (UFTAA) 旅行代理店協会世界
連合

The International Air Transport Association 国際航空業協会

International Union of Food, Agriculture, Hotel 食料、農業、ホテル、レストラン
Restaurant, Catering, Tobacco 宴会サービス、タバコ、

and Allied Workers' Associations (IUF) および関連事業勤労者協会国際連合

Italian Federation of Travel and Tourism イタリア旅行観光業連合

National Commission on Woman's Affairs 婦人問題国民委員会(タイ)

The Coalition on Child Prostitution and Tourism こども買春と観光についての連絡
会議

the Association of British Travel Agents イギリス旅行
代理店協会

the International Hotel Association 国際ホテル協会

the European Center for Bioethics and Quality of Life 生物倫理及び生活の質・欧州
センター

the European Community 欧州共同体

the IUF HRC Workers' Trade Group Board IUF HRC 労働者商工組合会議

Tourist Hotel Association 観光ホテル協会

ECPAT アジア観光におけるこども買春撲滅キャンペーン

The WTO Tourism Bill of Rights and Tourist Code WTO観光における権利の章典と旅客
規範

a Children's and Travel Agents' Charter こどもと旅行代理店の憲章

a Code of Ethics 倫理規範

A Order of the Day 通達

The Rule of Behaviour for Tourists 旅行者行動ルール集

exploit 利用/搾取

sex tourism セックス・ツーリズム/買春観光

affiliates 加盟諸組織

members and affiliates メンバーおよび関連諸組織

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

住所 〒107 東京都港区赤坂2丁目17番42号

電話 03-3583-9322

FAX 03-3583-9321